

医療費給付事業の見直しについて

平成 19 年 2 月 19 日

保 健 福 祉 部

1 医療費給付事業見直しの趣旨

急速な少子高齢化と超高齢社会を展望した国の医療制度改革により、平成 20 年 4 月から新たな高齢者医療制度が創設されることから、69 歳を対象とした老人医療費給付事業を見直すとともに、重点施策である子育て支援に資する事業の拡充を図るなど、医療費給付事業の一部を再構築しようとするものである。

2 医療費給付事業の現状

医療費給付事業には県補助事業と市単独事業がある。県補助事業においても、市が単独で県補助事業の所得制限の撤廃や緩和による対象者の拡大を図っているほか、自己負担額の軽減を実施している。

県補助事業：重度心身障害者、乳幼児、妊産婦、母子家庭等、老人(ひとり暮らし)

市単独事業：中度身体障害者、寡婦、老人(69 歳)

3 老人医療費給付事業の概要

69 歳の高齢者が 70 歳以降の高齢者と同じ負担で医療が受けられるよう、市単独事業として助成する制度で、老人保健法の一部負担金を適用し、健康保険法等の負担割合との差額を給付している。

平成 18 年 10 月、老人保健法の改正に伴い、現役並み所得者は、3 割負担とされたため、この制度においても助成対象外となった。

※高齢者の一部負担(参考)

	所得層	～H18.9	H18.10～	H20.4～
65～69歳	すべて		3 割	
盛岡市の69歳 (現行の場合)	現役並み所得者	2 割	3 割 (助成対象外)	
	一般・低所得者		1 割	
70～74歳	現役並み所得者	2 割	3 割	
	一般・低所得者		1 割	2 割
75歳～	現役並み所得者	2 割	3 割	
	一般・低所得者		1 割	

4 老人医療費給付事業の課題

- (1) 平成 14 年 10 月の健康保険法等の改正により、老人保健法の対象者が原則 70 歳以上から 75 歳以上になったため、69 歳との乖離が生じている。
- (2) 健康保険法等の改正により、平成 20 年 4 月から、70 歳から 74 歳までの前期高齢者の一般及び低所得者の一部負担金が 1 割から 2 割に引き上げられることから、負担割合の整合性を図る必要がある。

5 見直しの内容

(1) 老人医療費給付事業の廃止

老人医療費給付事業について、平成 19 年度から新たに 69 歳になる者の認定を取り止め、平成 20 年度廃止とする。

なお、平成 19 年 3 月までに 69 歳となった者については、受給者証の有効期間内は引き続き給付を行う。

(2) 乳幼児医療費給付事業対象者の拡大

平成 19 年 10 月から市単独で所得制限を撤廃し、就学前の乳幼児はすべて医療費助成を受けられるよう、対象者の拡大を行う。

※自己負担限度額

3 歳児未満及び住民税非課税世帯は自己負担なし。

3 歳児以上で住民税課税世帯のみ 1 レセプトにつき入院 1 月 2,500 円、入院外 750 円。

(3) 寡婦医療費給付事業対象者の拡大

寡婦医療の対象者は、現在 68 歳までとなっているが、平成 19 年度の老人医療費給付事業の見直しに伴い、対象年齢を平成 19 年 4 月からは 69 歳まで、平成 20 年 4 月からは 74 歳まで拡大する。

対象年齢	対象期間	対象者	給付内容
69 歳以上	平成 19 年 4 月 1 日～	老人保健法対象者	老人医療費給付
69 歳以上	平成 19 年 4 月 1 日～	老人保健法対象者	老人医療費給付
69 歳以上	平成 19 年 4 月 1 日～	老人保健法対象者	老人医療費給付
69 歳以上	平成 19 年 4 月 1 日～	老人保健法対象者	老人医療費給付
69 歳以上	平成 19 年 4 月 1 日～	老人保健法対象者	老人医療費給付